

○釧路市湿原展望台条例施行規則

平成17年10月11日

釧路市規則第185号

改正 令和2年3月31日規則第20号

令和6年3月29日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路市湿原展望台条例（平成17年釧路市条例第159号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 展望館（条例第4条に規定する展望館をいう。以下同じ。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これらを臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

区分	開館時間	休館日
夏期（4月から9月まで）	午前8時30分から 午後6時まで	無休
冬期（10月から3月まで）	午前9時から午後5 時まで	1月1日から1月3 日までの日及び12 月31日

(入館券の交付)

第3条 展望館に入館しようとする者は、入館券の交付を受けなければならない。

(遵守事項)

第4条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 展示資料に手を触れないこと。
- (3) その他係員の指示に従うこと。

(入館料の減免)

第5条 条例第4条第1項ただし書の規定により入館料を減免する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市内の小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校が主催する学校行事に参加する者が、当該行事のために入館するとき。
- (2) 市又は教育委員会が主催する各種事業に参加する者が、当該事業のために入館するとき。
- (3) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者及びその引率者が入館するとき。
- (4) 市内に居住する65歳以上の者が入館するとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 入館料の減免を受けようとする者は、入館の際に入館料減免申請書を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、前項第3号及び第4号の規定に該当する者については、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、証明書、診断書、その他その身分を証明するに足りる書類（以下「手帳等」という。）を入館の際に提示することにより、申請に代えることができる。

3 市長は、入館料の減免を承認したときは、入館料減免承認書を交付するものとする。ただし、前項ただし書の規定により手帳等の提示を申請に代えた場合は、この限りでない。

（入館料の後納）

第6条 条例第4条第2項ただし書の規定により入館料の後納をすることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 官公署が公用で入館料を納入する場合
- (2) その他市長が特に必要と認めた場合

（入館料の還付）

第7条 条例第5条ただし書の規定により入館料を還付する場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他展望館に入館しようとする者の責めに帰さない理由に

より、入館ができなくなったとき。

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

- 2 入館料の還付を受けようとする者は、入館料還付申請書を市長に提出し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市湿原展望台条例施行規則(昭和59年釧路市規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和2年3月31日規則第20号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第15号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。